

当院の施設基準・診療報酬について

B-4 明細書の発行 明細書に算定事項や使用した薬剤や検査の名称が記載される旨

・明細書発行体制等加算

明細書について

当院は療担規則に則り明細書を無償で交付しています。

また、自己負担のある患者様には診療報酬明細書、領収書を交付しています。

明細書の発行を希望しない患者様は、会計の際にお申し出ください。

B-5 保険外負担の物、サービスを提供している場合（自由診療、予防接種、診断書代も含む）

文 書 料

保険外負担に関する自費料金を下記の通り定めています。（消費税別）

- | | | | |
|-----|--------------------|----|---------|
| 1) | 一般診断書 | 1通 | 2000 円 |
| 2) | 身障者診断書 | 1通 | 3500 円 |
| 3) | 傷害保険診断書 | 1通 | 3500 円 |
| 4) | 後遺症傷害診断書 | 1通 | 10000 円 |
| 5) | 死亡診断書 | 1通 | 5000 円 |
| 6) | 各保険会社診断書(運動器・特定損傷) | 1通 | 3500 円 |
| 7) | 身体障害診断書 | 1通 | 3500 円 |
| 8) | 後遺症害診断書 | 1通 | 3500 円 |
| 9) | 障害年金診断書 | 1通 | 3500 円 |
| 10) | 国民年金・厚生年金診断書 | 1通 | 3500 円 |
| 11) | 特定疾患・臨床調査票 | 1通 | 3500 円 |
| 12) | 傷病欠勤願用 | 1通 | 3500 円 |

- 13) 補装具医学意見書 1 通 3500 円
- 14) 健康診断・情報提供書(居宅サービス) 1 通 2000 円
- 15) 治療証明書 1 通 1000 円
- 16) 受診状況等証明書 1 通 1000 円
- 17) 就労(就職)可否証明書 1 通 1000 円
- 18) 診療証明書 1 通 1000 円
- 19) 傷病証明書 1 通 1000 円
- 20) 職場復帰診断書 1 通 1000 円
- 21) 病欠欠勤に関する医師診断書 1 通 1000 円
- 22) 診断結果報告書 1 通 1000 円
- 23) 役場福祉申請用診断書 1 通 1000 円
- 24) アフターケア実施期間の更新に関する診断書 1 通 1000 円
- 25) 通院証明書 1 通 500 円
- 26) 通院証明書(自動車税減免申請) 1 通 500 円
- 27) 介護診断書 1 通 1000 円
- 28) 診断書(兼)意見書(就業制限)様式 1 通 1000 円

ワクチン接種(消費税込)

季節性インフルエンザワクチン	64 歳以下 4810 円
	65 歳以上 1000 円
新型コロナウイルスワクチン	64 歳以下 15260 円
	65 歳以上 3000 円

C-12 長期収載品の処方等または調剤

ジェネリック医薬品があるにも関わらず、患者の希望で先発医薬品を処方または調剤する場合
本制度の趣旨および特別の料金について

令和 6 年 10 月からの医薬品自己負担の新たな仕組み

ジェネリック医薬品が発売されているお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は特別の料金をお支払いいただきます。

この機会に後発医薬品の積極的な利用をお願いします。

後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。

・先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。

・先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません

E-4 医療情報取得加算

揭示事項

- ・ オンライン資格確認を行う体制を有していること
- ・ 当該保険医療機関を受診した患者に対し、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行うこと

E-5 医療DX推進体制整備加算

当院はオンライン資格確認により取得した診療情報を診察室で閲覧・活用できる体制を整えています。

また、電子処方箋および診療情報共有サービスの導入により、質の高い診療を実施するための十分な情報を取得・活用して診療を行っています。

マイナ保険証の利用を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいる保険医療機関です。

電子処方箋の発行及び電子カルテ情報共有サービスなどの医療DXにかかる取組を実施している保険医療機関です。

F-13 一般名処方加算

- ・ 医薬品の供給状況や、令和6年10月より長期収載品について医療上の必要性があると認められない場合に患者の希望を踏まえ処方等した場合は選定療養となること等を踏まえつつ、一般名処方の趣旨を患者に十分に説明すること

揭示事項

当院でお出ししている処方せんには、調剤される医薬品が記載されていますが、医薬品の商品名を記載する場合と、一般名（お薬の有効成分をそのままお薬名として処方すること）で記載している場合があります。

このうち、医薬品の名前を一般名で記載して、処方することを一般名処方といいます。一般名処方であれば先発医薬品を使用しても、ジェネリック医薬品を使用しても調剤が出来ます。ジェネリック医薬品については、調剤薬局の薬剤師にお尋ねください。

患者の状態に応じ、28日以上 of 長期の投薬を行うこと又はリフィル処方箋を交付することについて、当該対応が可能です。